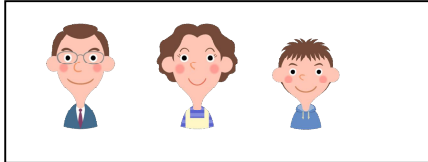


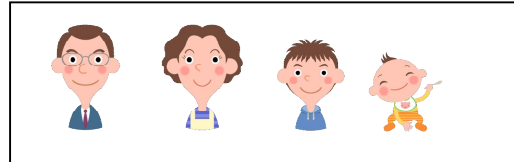
図 4

○子どもが生まれたことで扶養親族が増えた場合

調整給付 算定時



不足額給付 算定時



推計所得税額	60,000 円
定額減税可能額	90,000 円
※所得税分のみ	
調整給付	30,000 円



所得税額(実績)	60,000 円
定額減税可能額	120,000 円
※所得税分のみ	
調整給付(実績)	60,000 円

定額減税可能額＝(本人＋同一生計配偶者＋扶養親族)×3万円

差額の3万円を不足額給付として給付
※端数は1万円単位で切上げ

【解説】令和5年の扶養状況は2人(妻、子1人)だったため、所得税分のみ[※]の定額減税額は9万円((本人＋同一生計配偶者1人＋扶養親族1人)×3万円)となるが、その後令和6年中に子どもが生まれ、扶養人数が1人増えたため、所得税分のみ[※]の定額減税額が12万円((本人＋同一生計配偶者1人＋扶養親族2人)×3万円)となった場合。

本ケースでは、令和5年所得に基づく推計所得税額が6万円、定額減税額が9万円[※]で調整給付は3万円に対して、令和6年の所得税額(実績)が6万円、定額減税可能額が12万円となったことで、調整給付(実績)は6万円となります。これにより、調整給付3万円と調整給付(実績)6万円との差額3万円が不足額給付として給付されます。

(注)個人住民税の定額減税額は令和5年12月31日の状況で判定するため、令和6年中に扶養親族数に変更があった場合でも、その額は変動しません。